

## 三種町国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき、三種町国民保護計画の一部を次のように変更する。

第2編第1章第1の1の表中の項総務課の欄中「・町国民保護対策本部に関すること。」を削る。

第2編第1章第4の2（5）中「国民保護に係るサイレン音」の次に「（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号 国民保護運用室長通知）」を加える。

第2編第2章の6（1）中「町内に所在する生活関連等施設を」の次に「県を通じて」を加え、「以下に掲げる項目について整理」を「県との連絡体制を整備」に改め、「また、町は、」の次に「（生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、」を加え、7つの項を削る。

第2編第2章の6（2）の見出し中「（任意的記載事項）」を削る。

第3編第2章の1（1）③及び④中「総務課長」を削り、⑥中「①琴丘総合支所」「②山本総合支所」を「①琴丘支所」「②山本支所」に改める。

第3編第2章の1（3）の図表中「各部課室」を「各部課局」に改め、同図表中「各総合支所」を「各支所」に改め、※【町対策本部長の補佐機能の編成】の表の項「連絡調整班」の欄「総合支所」を「支所」に改め、「（総合支所3人）」を「（各支所1人）」に改め、※【町の各課における武力攻撃事態における業務】の表中の項「各課、室、局共通」を「各課、局共通」に改める。

第3編第2章の1（4）※①中「（総務課長）」を削る。

第3編第4章第2の2（1）中「※【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】」を「※【避難実施要領作成の際の主な留意事項】」に改め、「（以下は、県国民保護計画の記載項目）」を削る。

第3編第4章第2の2（1）①に次のように加える。

「避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務

所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載。」

第3編第4章第2の2(1)②に次のように加える。

「避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載。」

第3編第4章第2の2(1)③に次のように加える。

「避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載。」

第3編第4章第2の2(1)④に次のように加える。

「避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑤に次のように加える。

「集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑥に次のように加える。

「集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑦に次のように加える。

「避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑧に次のように加える。

「高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑨に次のように加える。

「要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑩に次のように加える。

「避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑪に次のように加える。

「避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載。」

第3編第4章第2の2(1)⑫に次のように加える。

「問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。」

第3編第4章第2の2(3)の図表の見出しとして「【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】」を付する。

第3編第4章第2の3(13)中「避難の指示の解除について、3「避難住民の誘導(1)～(6)」の手順に準じて、)」を削る。